

2023年度名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース（外国人留学生）入学試験

試験問題

1月23日（月）13:00～15:00

法学又は政治学の基礎に関する論文

【問題についての注意】

1. 試験開始の合図があるまで、この冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を除き2頁である。試験開始の合図と同時に確認し、不足・乱丁のある場合は申し出ること。
3. 「問1」または「問2」のいずれかを選択して解答すること。2問とも解答しても、どちらか一方しか採点しない。
4. 問題冊子は、試験終了後持ち帰ること。

【解答用紙についての注意】

1. 解答用紙は5頁である。不足・乱丁のある場合は申し出ること。
2. 解答にかかる前に、1頁目に受験科目を、すべての頁に受験番号を必ず記入すること。
3. 解答用紙の1頁目の問題区分欄に問1・問2のいずれを選択するかを明記すること。
4. 解答用紙は切り離さないこと。
5. 解答用紙は持ち帰ってはならない。

2023年度名古屋大学大学院法学研究科 博士前期課程 綜合法政専攻
外国人留学生（研究者養成コース・応用法政コース） 入学試験問題

試験科目

法学又は政治学の基礎に関する論文

問1 法学を選択する者は、以下の(1)～(4)のいずれかから1題を選択して解答しなさい。解答にあたっては、①選択した問題の番号を最初に明記すること。また、②現行の日本法を前提とすること。

- (1) 憲法における「公共の福祉」について論じなさい。
- (2) 債務不履行の際に債権者に民法上認められる手段について論じなさい。
- (3) 株主平等原則について論じなさい。
- (4) 刑事手続における令状主義とその例外について論じなさい。

2023年度名古屋大学大学院法学研究科 博士前期課程 総合法政専攻
外国人留学生（研究者養成コース・応用法政コース） 入学試験問題

試験科目

法学又は政治学の基礎に関する論文

問2 政治学の基礎に関する問題を選択する場合には、以下の5問のなかから2問を選び、解答しなさい。

- 1) 1980年代以降の新自由主義的改革がもたらした政治的影響について、特定の国家を事例として取り上げて論じなさい。
- 2) 政治思想における「リバタリアニズム」と「コミュニタリアニズム」について、それぞれの特徴と問題点について論じなさい。
- 3) 社会運動が政治に対して及ぼす影響について、具体的な事例に触れながら論じなさい。
- 4) 戦後日本における政官関係と、近年におけるその変化について、論じなさい。
- 5) グローバル・ガバナンスにおける非国家主体の役割について、具体的な事例に触れながら論じなさい。

2023年度名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程総合法政専攻
研究者養成コース（外国人留学生）入学試験

試験問題

1月23日（月）15:20～17:20

入学後の専攻科目

【問題についての注意】

1. 試験開始の合図があるまで、この冊子を開いてはならない。
2. 問題用紙は、「民法」は2頁、それ以外の科目は各1頁である。
試験開始の合図と同時に確認し、不足・乱丁のある場合は申し出ること。
3. 写真票に記入された科目を解答すること。受験科目の変更は認めない。
4. 問題は、試験終了後持ち帰ること。

【解答用紙についての注意】

1. 解答用紙は5頁である。不足・乱丁のある場合は申し出ること。
2. 解答にかかる前に、1頁目に受験科目を、すべての頁に受験番号を必ず記入すること。
3. 外国人留学生の場合、解答には、日本語か英語を使用すること。
4. 解答用紙は切り離さないこと。
5. 解答用紙は持ち帰ってはならない。

2023年度名古屋大学大学院法学研究科 博士前期課程 総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース [共通一般選抜] および
外国人留学生（研究者養成コース） 入学試験問題

試験科目	民法
<p>以下の問1と問2の両方に回答しなさい。</p>	
<p>問1</p>	
<p>Aは工業高校卒業後、技術職として会社に勤務してきた者であり、不動産取引の経験はない。2022年7月1日、Aは自己所有の土地甲を、不動産業者Bに5000万円で売却する旨の売買契約を締結した。その際、甲の所有権移転および登記移転は代金の支払いと引換えに行う旨の合意がなされ、代金支払債務の履行期は2022年12月1日とされた。</p>	
<p>2022年10月25日、Bは、12月1日に代金支払後直ちに登記手続を行うための事前準備として、土地の地目変更や測量をあらかじめ行っておく必要があり、そのために必要であるとして白紙委任状、印鑑登録証明書、登記済証の交付をAに求めた。Aは言われるがまま、これらの書類をBに交付した。その後、AはBより白紙部分が記入された委任状の写しの交付を受けたが、そこには「事前に所有権を移転することを承諾する」「土地甲の売買に関する一切について委任します」といった記載があった。Aはこれに気づいたため、Bに問い合わせたところ、登記を代金支払い後に直ちにを行うための事前準備に便宜上必要なものに過ぎず、実際には登記は代金支払後に行われると説明を受けたため、これを信じ、それ以上は追及しなかった。</p>	
<p>2022年11月1日、Bは、甲の代金を支払わないまま、上記委任状、印鑑登録証明書、登記済証を利用して、Aに無断で、甲の所有権をBに移転する旨の登記を行った。その1週間後、BはCに甲を売却し、Cへの所有権移転登記を行った。Cは、Bが甲の所有権を有しないことについて善意無過失であった。</p>	
<p>2022年12月1日、AはBに代金の支払いについて問い合わせたが返事がなく、そのままさらに問い合わせることなどはせずに放置していた。</p>	
<p>2023年1月15日、Cは甲をDに売却し、Dへの所有権移転登記を行った。</p>	
<p>AはDに対して、甲の所有権に基づいて、Dの所有権移転登記の抹消手続きを求めた。この請求が認められるかどうかについて、考えられるAおよびDの主張ないし反論を踏まえつつ、論じなさい。</p>	
<p>問2</p>	
<p>Eは建設業者Fに対して、E所有地上に建物乙を建築する旨を注文し、代金5000万円をFに支払う旨の請負契約を締結した。EF間の請負契約においては、Eは途中で解約をすることができ、その場合の出来形の所有権はEに帰属する旨の合意がなされていた。</p>	
<p>Fは乙の建築を、代金4000万円で一括してGに請け負わせた。FG間の契約においては、目的物の所有権帰属に関する合意はなかった。Gは自らで材料を調達して建築に着手したが、全体の60%まで進んだところでFが倒産した。この時点でEはFとの契約を解除し、またGは工事を中止した。Eは代金全額のうち3000万円をすでにFに支払っていたが、FはGに代金を全く支払っていなかった。</p>	
<p>その後、Eは別の建設業者Hに乙の残りの部分の建築を注文し、Hはこれを完成させてEに明け渡し</p>	

た。

Gは、乙の所有権は自己に帰属するとして、Eに対して乙の明渡しを求めた。この請求が認められるかどうかについて、考えられるEの反論も踏まえつつ、論じなさい。

2023年度名古屋大学大学院法学研究科 博士前期課程 総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース [共通一般選抜] および
外国人留学生（研究者養成コース） 入学試験問題

試験科目

法哲学

問題

以下に掲げる①～③までの問題のうち、一つを選択して解答してください（複数選択した場合には、0点とする）。解答用紙に選択した番号を記載してから解答すること。

- ① 技術の発展は社会に大きな便益をもたらすと同時に、さまざまなリスクをもたらす。現代の法制度では対応困難なリスクはあるのか、リスクの種類や類型の問題などに言及しつつ、考察してください。
- ② ヘイトスピーチとは何か。また、その規制にはどのようなものがあるのか。さらに、規制についての賛成論と反対論を紹介しつつ、あなたはどのように考えるのかを論じてください。
- ③ プライバシーは法的に保護する必要があるのか。プライバシーとは何かを説明しつつ、この問題を考察してください。

2023年度名古屋大学大学院法学研究科 博士前期課程 総合法政専攻
研究者養成コース・応用法政コース〔共通一般選抜〕 および
外国人留学生（研究者養成コース） 入学試験問題

試験科目	憲法
<p>次の二つの問いに答えなさい。</p> <p>(1) 日本では、こんにちでは、内閣には衆議院の自由な解散権が認められるとする実務が慣行として定着している。この実務を支える憲法上の論拠およびそれに対する批判を説明した上で、比較法的観点を踏まえて、自らの見解を述べなさい。</p> <p>(2) Y市内にあるA孔子廟（儒教の創始者である孔子をまつる廟）は、16世紀に建立されたといわれる日本で最も長い歴史を持つ孔子廟の1つであり、一般社団法人Bによって管理されてきた。Bは、毎年、孔子の生誕の日とされる9月28日に、供物を並べて孔子の霊を迎え、上香、祝文奉読等をしたあとにこれを送り返すという行事を行なってきた。今後もこれを続けたいと希望していたが、周辺の土地の再開発によって交通アクセスや周辺環境が悪化しており、A孔子廟をより適切な場所に移設したいと考えていた。</p> <p>BがA孔子廟の移設を希望していることを知ったY市市長は、A孔子廟の持つ文化財および観光資源としての価値に着目し、市のシンボルとして観光振興に役立てるため、Y市の中心部にあるY市立公園内にA孔子廟を移設することをBに打診した。Bがこれに応じたため、2015年、Y市市長は、A孔子廟を公園内に設置する許可（公園施設の設置許可）をするとともに、Y市公園条例5条に基づき公園使用料の全額を免除する旨の決定を行なった。同年、Bは、移設にかかる費用約1000万円を負担して、Y市立公園内にA孔子廟を移設し、それ以降、観光客にA孔子廟を観覧・参拝させるとともに、従来どおり年1回前記行事を行なってきた。なお、移設によってA孔子廟の文化財としての価値は失われていない。</p> <p>2023年、Y市住民であるXは、Y市がBに対してY市公園条例4条の定める公園使用料を請求しないことが違法であるとして、Y市に対して地方自治法242条の2に基づく住民訴訟を提起した。</p> <p>この訴訟に含まれる憲法上の論点について、判例及び学説に言及した上で、比較法的観点を踏まえて、自らの見解を述べなさい。</p> <p>【資料】Y市公園条例（抜粋）</p> <p>4条 公園施設の設置許可を受けた者は、市に対し、占有面積1m²につき1か月360円の公園使用料を納付しなければならない。</p> <p>5条 市長は、公共的団体が公益の目的で使用する場合の他、市長が特に必要と認める場合には、公園使用料の全額を免除することができる。</p>	